

日常生活意欲向上プログラム実施要綱

1. 目的

ひきこもりの状態、うつ病等により、日常生活における自立が必要と考えられる被保護者に対して、関連機関と連携を図り、支援体制を組織化し、カウンセリング等を通じて、被保護者の自立意欲の向上を図ることを目的とする。

2. プログラムの対象者

本プログラムは、次の被保護者を対象とする。

ひきこもりの状態、うつ病等により、日常生活における自立意欲に欠ける者等。

3. 対象者の選定

- (1) 担当ケースワーカーは、上記に該当する者から本プログラムへの参加が適切と考えられる者を次の手続きにより選定するものとする。
 - ① 要否意見書等による医師の判断により、被保護者の稼働能力の有無を判断する。
 - ② 本人や同居の家族との面接、交流のある扶養義務者や民生委員等からの聞きとり等により、被保護者の日常生活を把握する。
 - ③ 被保護者に対して本プログラムの趣旨及び本プログラムへの参加により期待される効果を十分説明し、本プログラム参加への同意を得る。
- (2) 担当ケースワーカーは、本プログラムへの参加者として登録する。

4. プログラムの実施内容

担当ケースワーカー、査察指導員、就労支援相談員（以下、「ケースワーカー等」と言う）は、保健所等を通じ、精神科デイケア、精神障がい者地域生活支援センター、当事者グループが実施するグループカウンセリング等の紹介を受け、被保護者をそれらに参加させる。

5. プログラムの実施期間

原則として、プログラムを開始した日から6カ月後の応答日までの期間

6. プログラムの実施方法

- (1) ケースワーカー等は訪問等により、支援対象者との面接を行い、日常生活意欲向上プログラム検討票（以下、「検討票」と言う）により、生活状況等を把握し、意見を記入する。
- (2) 担当ケースワーカーは、査察指導員に対象者の名簿を提出するとともに、ケース診断会議を実施し、福祉事務所長の決裁を行なう。
- (3) ケースワーカー等は、定期訪問による面接等により支援対象者の状況を把握する。また、必要に応じ主治医の意見を聴取する。
- (4) ケースワーカー等は、支援要請書・同意書（様式7）・名簿（様式5）・検討票（様式6）を保健所に提出し、保健師や精神保健福祉士によるカウンセリングを依頼する。
保健師は、カウンセリングを行い検討票に所見・支援方針を記入し太田市福祉事務所に送付する。また、精神科デイケア等の紹介を行い、被保護者をそれらに参加さ

せる。

- (5) ケースワーカー等は毎月、支援対象者にデイケア等の参加状況の報告を求め、必要な指示を行う。
- (6) ケースワーカー等は関連機関と情報を共有化する等、連携した支援を行い、その経過をケース記録票に記入し、決裁を行なう。

附則

1. この実施要綱は、平成18年4月1日から施行する。